

一戸建て等用

確認日： 令和 年 月 日

購入予定住宅（一戸建て等）に関する確認書

【フラット35】リノベ

(金融機関名)

株式会社 イオン銀行

御中

申込人（本人）（氏名）

実印

連帯債務者又は連帯保証人（氏名）

実印

私（連帯債務者及び連帯保証人を含みます。）は、貴機関あてに【フラット35】リノベの申込みを行うに当たり、購入予定住宅について、リフォーム工事前の「事前確認」を省略できる物件であることを次表のとおり確認しました。
 なお、下記注意事項の①から③までの事項について了解しています。
 当該申出に虚偽があった場合は、融資承認を取り消されても異議ありません。

■「事前確認」を省略できる住宅であることの確認（詳しくは、「購入予定住宅（一戸建て等）に関する確認書の記載方法」をご覧ください。）

【表1】の1から8までのいずれかに該当する住宅であること及びそれぞれの住宅に対応する【表2】の技術基準等を確認してください。
 【表1】に該当しない場合又は【表2】の「接道」若しくは「構造」に適合しない場合は「事前確認」が必要となりますので適合証明検査機関にお問合わせください。

【表1】対象となる住宅

番号	チェック欄 (いずれかに チェック)	確認内容	金融機関 使用欄
1	<input type="checkbox"/>	新築時に【フラット35】の物件検査を受けた住宅※	
2	<input type="checkbox"/>	確認済証の交付年月日が平成14年4月1日以後又は新築時期が平成15年4月1日以後である住宅で、新築時に旧住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の工事審査を受けた住宅	
3	<input type="checkbox"/>	新築時に「建設住宅性能評価書」を取得し、当該評価書における「3-1 劣化対策等級(構造躯体等)」の評価結果が等級2以上である住宅	
4	<input type="checkbox"/>	新築時に所管行政庁から長期優良住宅の認定を受けている住宅で築年数が20年以内のもの	
5	<input type="checkbox"/>	団体登録住宅（査定点検時から借入申込日が1年以内の場合に限る。）	
6	<input type="checkbox"/>	既存住宅売買瑕疵保険に係る検査が実施され、当該保険を付保できると判断された住宅	
7	<input type="checkbox"/>	安心R住宅（安心R住宅調査報告書の検査実施日から借入申込日が1年以内の場合に限る。）	
8	<input type="checkbox"/>	既存住宅状況調査（インスペクション）が実施され、既存住宅状況調査の結果が次の(ア)及び(イ)に該当する住宅（現地調査実施日から借入申込日が1年以内の場合に限る。） (ア) 各部位の劣化事象等の確認結果が全て「無」であること。 (イ) 耐震性に関する書類の確認結果が「適合」であること。	

※ 新築時の【フラット35】の融資が【フラット35】（保証型）であった場合、この確認書を利用して借入申込みができる金融機関は売主が新築時に【フラット35】（保証型）を利用した金融機関に限られます。また、融資の条件の確認に当たって、当該金融機関が売主が受けた融資に係る情報（融資物件に関するものに限ります。）を利用することについて、売主の同意を得てください。

【表2】「事前確認」省略のための確認事項

技術基準等	確認の対象となる住宅	チェック欄		内容	金融機関 使用欄
		適合	不適合		
劣化状況等 (外部) ※1	【表1】の1~3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基礎に著しいひび割れ又は欠損等がないこと。	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	外壁、軒裏、柱、梁及びそれらの仕上げ材に著しいひび割れ、欠損、シーリング材の破断等がないこと。	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	柱及び梁が著しく傾斜していないこと。	
劣化状況等 (内部) ※1	【表1】の1~3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<バルコニーがある場合に限る※2。> 防水層の破断、著しいひび割れ又は欠損等がないこと。	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	壁、柱及び床が著しく傾斜していないこと。	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	小屋組、柱、梁、土台、床組及び基礎に著しい割れ又は欠損等がないこと。	
住宅の 床面積※1	【表1】の3~8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・一戸建て住宅、連続建て住宅又は重ね建て住宅にあつては70㎡以上であること。	
併用住宅 ※1		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<併用住宅の場合に限る※2。> ・住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること。 ・住宅部分と非住宅部分が壁や建具で区画されていること。	
接道		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・原則として、一般の交通の用に供する道に2m以上接していること。	
規格※1		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・原則として2以上の居住室、炊事室、便所及び浴室（浴槽を設置したもの）があること。	
構造	【表1】の3~5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<戸建型式が、共同建て又は重ね建ての住宅に限る※2。> ・耐火構造の住宅または準耐火構造の住宅であること。	
	【表1】の6~8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<全ての戸建型式が対象> ・耐火構造の住宅または準耐火構造の住宅であること。	

※1 不適合の場合でも、適合させるためのリフォーム工事を実施する予定のときは、「事前確認」を省略できます。

※2 該当しない場合は、チェック欄に斜線を引いてください。

(注1) 本確認書は、リフォーム工事前の「事前確認」を省略する予定の場合に金融機関へ提出いただきます。

(注2) 本確認書は、つなぎ融資実行前までに金融機関に提出する必要があります。つなぎ融資を利用されない場合も借入申込後速やかに金融機関へご提出ください。

▼注意事項

- 内容確認欄において不適合が1つ以上ある場合には、当該部分について適合証明検査（リフォーム工事後）までに適合させる必要があります。
- 【フラット35】リノベの利用に際しては、リフォーム工事後の住宅が【フラット35】の技術基準に適合している必要があり、工事費が追加で必要となる場合があります。
- 建築基準法に不適合な場合等は融資の対象とならないことがあります。